

特定建設作業等実施届出に必要な書類

1. 特定建設作業実施届書

- ・ 一種の届出書ごとに、2部ずつご用意願います。(1部は御社の控えになります)

2. 付近見取図 (住宅地図等で構いません)

3. 工事工程表 (特定建設作業の工程を明示したもの)

4. 作業場の概略図 (任意)

5. 使用機械のカタログコピー (任意)

以上5点を特定建設作業の開始の日の7日前までに熊谷市役所江南庁舎2階環境政策課へ提出してください。

旧妻沼町地内で工事を実施する場合は、妻沼行政センター地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に工事が着工済みで未届出であった場合は、遅延理由書(任意様式)の提出をお願いいたします。

熊谷市 環境政策課 公害対策係
電話 048-536-1548